

学校いじめ防止基本方針



令和8年5月1日

彦根市立若葉小学校

1 いじめ防止のための基本的な考え方

◆基本的な危機意識

- ◇いじめは、「重大な人権侵害である。」
- ◇いじめは、「生命又は身体に重大な危険を乗じさせる。」
- ◇いじめは、「学校へ行けなくなってしまう。」
- ◇いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうるもの。」



いじめを、しない・させない・見逃さない学校づくり

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条第1項)

3 いじめの理解

いじめは、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）、周りにいるはやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造（「森田洋司氏による」）の中で発生するものです。いじめはこの四層構造における子どもの関係性に注目して対応していくことが大切です。

◆留意事項

- ①いじめられた側から見れば、観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者と認識される。
- ②傍観者や観衆もいじめがあることを苦ししながらも、なかなか仲裁したり、訴えたりすることが難しい状況にあることも考えられ、加害者以外はすべて被害者とみる考え方もある。
- ③最近では「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えていることも大きな問題。
- ④傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられるので、この仲裁者の育成が重要。

◆いじめの構造から見たいじめの特徴

- (1) いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。
- ①加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合がある。

- ②被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない(相談できない)ことがある。
- ③多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しない。
- ④「ふざけていただけ」などの「言い訳」としてのトリックが存在し、見えづらくするための仕掛けが存在している。

(2) いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。

- ①いじめは「行為」だけでなく、どのような人間関係にあるかによって、意味や程度が違ってくる。
- ②お互いの力関係のアンバランスによって生じるものである。
- ③誰もが被害にも加害にもなり得る流動的なものである。
- ④教師の発言が、力関係のアンバランスを誘発することがある。
- ⑤関係性が生じる場面は「日常」だが、近年子どもにとっての「日常」が学校である割合が高くなっている。

(3) いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

- ①周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりする。
- ②これはいじめではない(いじめられていない)と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがある。
- ③自尊感情がひどく傷つくことがある。
- ④身近な人だからこそ、かえって相談できない場合がある。

4 行動計画

いじめをしない・させない・見逃さない学校

子どものアクション

- ◎いじめのない明るく楽しい学校づくり
 - ・明るい挨拶、正しい言葉づかいをする。
 - ・勉強や運動に一生懸命取り組む。
 - ・互いの良さを認め合う。
 - ・高学年をリーダーとした縦割り活動に取り組む。
 - ・児童会によるいじめ根絶運動を推進する。

家庭・地域のアクション

- ◎一人一人の子どもが大切にされる家庭・地域づくり
 - ・日常の情報交換を大切にして学校と連携を図る。
 - ・PTAによる呼びかけや研修、地区別懇談会での発信によりいじめ根絶への気運を高める。
 - ・あいさつ運動、登下校時の見守り運動を日常化する。
 - ・地域行事を通して、人とのふれあいの機会を増やす。

より良い人間関係づくり

教職員のアクション

- ◎自己存在感の感受
 - ・分かる授業づくりに努める。
学習規律の確立・授業改善・学び合う協働学習・個別の支援
 - ・学級において自分の責任を果たす活動を行い、自己有用感を高める。
- ◎共感的な人間関係の育成
 - ・人権教育および道徳教育の充実を図る。
 - ・よいところを見つけを行うなど、友達の良さを認め合う。
 - ・休み時間、昼食時、放課後等において児童とのふれあいに努める。
- ◎自己決定の場の提供
 - ・学級活動、児童会活動、学校行事を通して自己指導能力を高める。
 - ・学習では、自身のめあてをもって学習に取り組む。
- ◎安全・安心な風土の醸成
 - ・「自尊感情」「共感的人間関係」「自己決定力」をはぐくむ魅力ある授業づくりに努める。
 - ・「いじめを絶対に許さない」学校づくり
 - ・「報告・連絡・相談」を十分に機能させて、校内体制の強化を図る。
 - ・学校だよりや学級通信等によりいじめ問題に対する学校の取組を分かりやすく発信する。
 - ・関係機関や地域の協力を得ながら、いじめの解消に向けた対応をする。
 - ・いじめ問題に対する意識や実践力を高めるための研修会を開催する。
 - ・いじめが見過ごされないように児童や保護者へのアンケートを定期的実施する

いじめの早期発見

◎いじめの認識

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知しようとするのが重要である。

◎子どもに寄り添う観察

子どもの小さな変化を気づくよう観察に努める。

◎子どもとのふれあう時間の確保と信頼関係の構築

子どもと気軽にふれあう時間や場所を確保する。

教師自らもありのままの自分を出す。

会話や日記などを通して対話できる関係を作る。

子どもの声に耳を傾ける。

◎保護者の声を聞く

気軽に安心して相談できる信頼関係を構築し、相談窓口を設置する。

◎定期的な児童・保護者アンケートの実施

「ハートフルアンケート」の実施後、児童一人一人との対話の場を設定する。

◎情報の共有化

気になる情報は、担任一人が抱え込まずに、学年・学年部・関係職員に互いに相談し合い、複数の目で観察や対応を検討していく。

気づいた情報は記録に残す。

早期対応

◎いじめ対策会議の開催

いじめ認知者は、生徒指導主任・管理職に伝え、校長は、「いじめ対策会議」を開催する。事実確認や当面の対応、役割分担などを検討する。

◎全教職員、関係保護者の共通理解のもと対応を開始する

	被害児童への指導	加害児童への指導	周りの児童への指導
短期	受容の姿勢で、思いを聞き取る。「いじめから守る」ことを伝え、安心感を与える。	事実確認後、自らの行為を振り返らせ深く反省できるようにする。動機・背景を探る。	解決に向けた協力依頼と状況の聞き取りを行う。
中期	交友関係などの状況の把握。教育相談の実施。	いじめをした背景と課題の解消。相手への謝罪	これまでと今後の行動について考えさせる。
長期	注意深く見守り、声かけなどの支援を続ける。安心できる居場所づくりに努める。	保護者の理解のもと継続した指導、支援、見届けを行う。	いじめを再発しない学級づくりに取り組む。

5 いじめ防止年間指導計画

	学校	児童	保護者・地域・関係機関
年間	道徳教育 ーいじめ防止に関する掲示の工夫 毎月始 生徒指導推進委員会 「気になる児童」の報告 「生活目標」への振り返り 学級担任 「いじめチェックシート」によるチェック	ペア活動 縦割り活動 毎月第1水曜日 「自分を見つめる日」 ー振り返りの掲示 生活目標を受けて学級目標の設定	登下校のパトロール 挨拶運動 訪問教育相談
1学期	「いじめ防止対策会議」の設置 「子どもを語る会ー1」 「いじめゼロアクションプランの発表会」ー各学級 「ハートフル週間」ー児童との個別懇談	友だちいっぱい週間 「ハートフルアンケート」の実施 学校振り返りアンケート	学校評価ー保護者アンケート 学期末懇談会
2学期	「子どもを語る会ー2」 「いじめゼロアクションプランの振り返り・見直し」ー各学級 「いじめ防止対策会議ーいじめ点検」 「ハートフル週間」ー児童との個別懇談 人権週間の取組	「挨拶運動」ー委員会 「ハートフルアンケート」の実施 「友だち見つめよう週間」 学校振り返りアンケート	学校評価ー保護者アンケート 学期末個別懇談会
3学期	「いじめ防止対策会議ーいじめ点検」 「いじめゼロアクションプランの振り返り・見直し」ー各学級 「ハートフル週間」ー児童との個別懇談	「ハートフルアンケート」の実施 「友だちありがとう週間」	学校評議委員会

6 重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害」があるとき、「相当の期間」欠席しているとき、重大事態が発生したものととして、下記の対処をする。学校だけで判断することなく、児童や保護者からの申し立てがあったときは、重大事態が発生したとものとする。

①「**重大事態に係る調査を行う組織**」を設置する。

②調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査する。「彦根市いじめ防止等のための基本的な方針」に示された手順、留意事項に基づき調査する。

③調査結果の提供および報告

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法で、経過報告を含めて報告す。また、調査結果については、市長に報告する。

◆重大事態の認識

いじめによる「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、どのような状況を指しているか、次に示す。

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

◆「相当期間の欠席」とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は、上記の目安にかかわらず、いじめと判断し調査に着手する。

◆いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の2つの要件が満たされるところまで対処していく必要がある。

1 いじめが止んでいる状態が相当の期間

（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。

2 いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

→ いじめ解消のための2つの要件

7 「いじめ防止等の対策のための組織」

(1) いじめ対策会議（定例または問題が発生した場合に開催）

【いじめ対策会議の役割・機能】

- ◇いじめの相談・通報の窓口
- ◇いじめの疑い・児童生徒の問題行動に対する迅速な情報収集と記録、共有
- ◇指導や支援の体制、対応方針の決定と組織的な保護者連携、対応の検討

○構成メンバー

校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、
校長が必要と認める所属の教職員

※事案によりスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む。

(2) いじめ対策連絡協議会（年間2～3回、定例で開催）

【いじめ対策連絡協議会の役割・機能】

- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証。
修正の中核

○構成メンバー

校長（委員長）、教頭（副委員長）、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、
校長が必要と認める所属の教職員

※保護者（PTA役員）、青少年育成協議会会長、主任児童委員、民生児童委員等

※は教職員以外のメンバー